

業務の運営に関する規程



事業所名: Gritman 株式会社

本規程は、Gritman 株式会社(以下「当社」という)が行う有料職業紹介事業の業務運営について、職業安定法その他関係法令に基づき、適正かつ公正に定めるものです。

第 1 条(求人)

1. 当社は、日本国内における取扱職種の範囲等に関する限り、求人の申込みを受理します。ただし、次のいずれかに該当する場合は受理しません。
 - (1) 申込み内容が法令に違反するとき
 - (2) 賃金、労働時間その他の労働条件が通常の水準に比べて著しく不相当であるとき
 - (3) 公序良俗に反するおそれがあるとき(一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合は受理しません)
2. 求人の申込みは、求人者またはその代理人が、所定の求人票その他当社所定の方法により行うものとします。申込み方法は、来社のほか、郵送、電話、電子メール、Web フォームその他当社が認める方法によることができます。
3. 求人者には、業務内容、就業場所、賃金、労働時間、休日、社会保険の適用状況その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付、電子メールまたは電磁的方法により明示していただきます。緊急やむを得ない事情により事前の書面等による明示が困難な場合は、あらかじめ他の適切な方法により明示していただき、後日速やかに書面等で確認するものとします。
4. 当社は、求人受付に際して受付手数料を申し受けません。

第 2 条(求職)

1. 当社は、日本国内における取扱職種の範囲等に関する限り、求職の申込みを受理します。ただし、その内容が法令に違反する場合は受理しません。
2. 求職の申込みは、本人が所定の求職票その他当社所定の方法により行うものとします。申込み方法は、来社のほか、郵送、電子メール、Web フォームその他当社が認める方法によることができます。
3. 求職者には、必要に応じて職務経歴書、在留カード、資格証明書、免許証その他当社が職業紹介に必要と認める資料の提示または提出をお願いすることがあります。
4. 当社は、求職者の希望、経験、技能、日本語能力、在留資格その他就業に必要な条件を確認し、適切な職業紹介に努めます。

第 3 条(紹介)

1. 当社は、求職者に対して、職業選択の自由の趣旨を尊重し、その希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、誠実に職業紹介を行います。
2. 当社は、求人者に対して、その求人条件に適合する求職者の紹介に努めます。
3. 紹介に際しては、求職者に対し、従事することとなる業務内容、就業場所、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付、電子メールまたは電磁的方法により明示します。

緊急やむを得ない事情により事前の明示が困難な場合は、あらかじめ他の適切な方法により明示し、後日速やかに書面等で確認します。

4. 当社は、必要に応じて紹介状その他紹介に必要な資料を発行します。
5. 当社は、求人および求職の申込みを受理した後、双方の適正なマッチングに向けて責任をもって紹介業務を行います。
6. 当社は、労働争議に対し中立の立場を保持するため、同盟罷業または作業閉鎖が行われている事業所に対しては、その期間中、職業紹介を行いません。
7. 就職が決定した場合、求人者から、別途定める手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。

第4条(手数料)

1. 当社の紹介手数料は、法令に基づき届け出た手数料表に従って申し受けます。
2. 求職者からは、法令で認められている場合を除き、手数料を申し受けません。
3. 手数料の発生時期、返金条件、その他の取扱いについては、個別契約書、手数料表その他当社所定の書面により明示します。

第5条(苦情処理)

1. 当社は、求職者、求人者その他関係者からの苦情について、迅速かつ適切に対応します。
2. 苦情受付窓口は、当社担当者または当社が指定する窓口とし、内容を確認のうえ、必要な調査および是正措置を講じます。
3. 当社は、職業安定機関その他関係機関と連携し、苦情の適正な解決に努めます。

第6条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、求職者および求人者の個人情報を、個人情報適正管理規程その他関係法令に基づき、適正に取得、利用、保管および管理します。
2. 個人情報は、職業紹介事業の適正な遂行の目的の範囲内で利用し、本人の同意または法令上の根拠がある場合を除き、第三者に提供しません。
3. 当社は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

第7条(差別の禁止)

当社は、求人者および求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介その他業務の運営において、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由とする差別的取扱いを一切行いません。

第8条(成約後の報告)

1. 当社の紹介により雇用関係が成立した場合は、求人者および求職者の双方に、速やかに当社へ報告していただきます。
2. 当社の紹介により面接その他の選考が行われたものの、雇用関係が成立しなかった場合も、求人者および求職者の双方に、結果を当社へ報告していただくことがあります。
3. 期間の定めのない雇用契約により就職した求職者が、就職後6か月以内に本人都合により

離職した場合、求人者には、その旨を当社へ報告していただきます。

第9条(取扱職種の範囲等)

当社の取扱職種の範囲等は、日本国内における当社の許可および届出の範囲によるものとします。

第10条(法令遵守)

当社は、本規程に定めるほか、職業安定法、労働基準法、個人情報保護法、出入国管理及び難民認定法その他関係法令および行政通達に基づき、適正に事業を運営します。

第11条(求人情報の正確性確保と不実表示の禁止)

1. 当社は、求人者から提供された求人情報について、誇大広告や虚偽の表示、または求職者に誤解を生じさせる表現が含まれないよう、その正確性の確認に努めるものとします。
2. 求人者は、当社に申し出る求人内容が事実と相違ないことを保証するものとします。
3. 掲載された求人情報が事実と異なることが判明した場合、または求職者に著しい誤解を与えると当社が判断した場合、当社は直ちに当該情報の修正または掲載の停止を求人者に求めることができるものとします。
4. 求人情報の虚偽や不備により、求職者または第三者に損害が生じた場合、求人者の責任において解決を図るものとします。
5. 当社は、求人者による虚偽の申込みや情報の意図的な隠匿が認められた場合、当該求人者からの求人申込みを以後受理しないことがあります。

附則

本規程は、当社が有料職業紹介事業を運営する日より施行します。

Gritman 株式会社

代表取締役 三谷 雅彦

取り扱い職種の範囲

1. 取扱職種の範囲等

当事業所の取扱職種の範囲は、次のとおりです。

- 建設施工管理者の職業
- 特定技能建設に掛かる職業
- 電気・通信工事技術者の職業
- 生産設備オペレーター(金属製品・食料品等を除く)
- 機械整備・修理技術者
- 生産関連の職業(塗装・製図を含む)
- 販売員
- 営業の職業
- 福祉・介護の専門的職業
- 施設介護の職業
- 訪問介護の職業
- 貨物自動車運転の職業
- バス運転の職業
- 乗用車運転の職業
- その他の自動車運転の職業
- その他